

米国の医療保険制度

Point!



日本と米国の
医療保険制度の違い

メディケア・フォー・
オールとは

米国の民間保険会社の
株価の変動

日本と米国の医療保険制度の違い

日本では、子供からお年寄りまで国民全員が公的医療保険に加入する国民皆保険制度を設けているため、保険料を納めることで、安心して医療サービスを受けることができます。

一方、米国には国民全員を対象とする公的医療保険はありません。公的医療保険は65歳以上の高齢者や65歳未満の身体障害者などを対象とするメディケアと、低所得者を対象とするメディケイドの2種類のみです(図1)。そのため、それ以外の人は民間医療保険に加入する必要があります(図2)。

また、米国の医療費はもともと高額な上(図3)、医療技術の進歩によって、医療費がさらに高騰しています。その結果、民間医療保険の保険料も上がり、保険料が支払えず、無保険者になり、必要な医療サービスを受けられないという問題も起きています。

メディケア・フォー・オールとは

このような状況下、2019年2月末に、米国でメディケア・フォー・オール(国民皆保険制度)法案が民主党より提出されました。これは、公的医療保険の対象者を国民全員に拡大する法案です。

米国の民間保険会社の株価の変動

もし、同法案が実現すると、現在米国の多くの人が加入している民間医療保険の事業が奪われるとの懸念から、同法案が提出された後に米国の民間医療保険会社の株価は、下落しました。

しかし2019年11月、民主党のウォーレン上院議員が同法案について、民間医療保険を残したうえで公的医療保険の対象者を段階的に広げるという、ゆるやかな修正案を発表しました。それを好感し、米国の民間医療保険会社の大手ユナイテッドヘルス・グループの株価は上昇し、11月18日のダウ工業株30種平均株価を押し上げました。

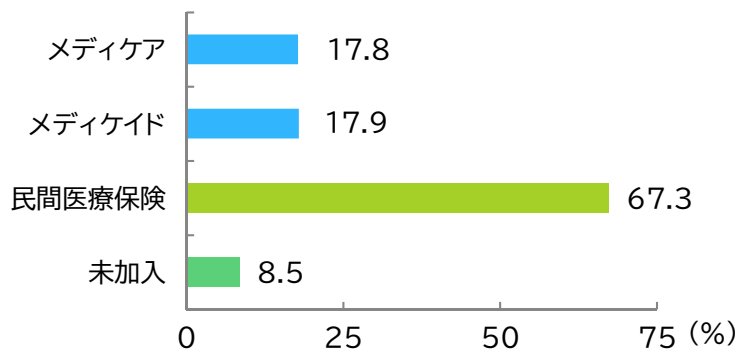
今後も2020年11月の大統領選挙まではヘルスケアが政治的な争点の1つとなり、関連する株価は敏感に反応する可能性があります。

・・・(図1)米国の公的医療保険

	メディケア	メディケイド
対象	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者 65歳未満の身体障害者、末期腎臓疾患患者 	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者
運営	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府 	<ul style="list-style-type: none"> 州政府(州ごとに対象となる医療サービスの種類や範囲、給付期間が異なる)

(出所)各種資料を基に三菱UFJ国際投信作成

・・・(図2)米国民の医療保険の加入先(2018年)



・メディケアに加入する人の中に民間医療保険にも加入する人がいるため、合計は100%になりません。

(出所)アメリカ合衆国国勢調査局「Health Insurance Coverage in the United States:2018」のデータを基に三菱UFJ国際投信作成

・・・(図3)米国の医療費の一例

診察内容	医療費	円換算
初診料	約150ドル～	約16,000円～
	約300ドル	約33,000円
専門医を受診	約200ドル～	約22,000円～
	約500ドル	約54,000円
入院の際の 室料	1日約2,000ドル～	1日約217,000円～
	約3,000ドル	約326,000円
虫垂炎で 入院・手術(1日)	約10,000ドル以上	約1,087,000円以上
歯1本の治療	約1,000ドル	約109,000円

・1ドル=108.69円(2019年11月22日)で円換算しております。
・マンハッタン地区の場合

(出所)在ニューヨーク日本国総領事館HPを基に三菱UFJ国際投信作成

・上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。
※【本資料に関するご注意事項等】の内容を必ずご覧ください。

【本資料に関するご注意事項等】

投資信託のリスクとお客さまにご負担いただく費用について

◎投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債およびリート等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等をよくご覧ください。

◎投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

■購入時(ファンドによっては換金時)に直接ご負担いただく費用

購入時(換金時)手数料・・・上限 3.3%(税込)

※一部のファンドについては、購入時(換金時)手数料額(上限 38,500円(税込))を定めているものがあります。

■購入時・換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額・・・ファンドにより変動するものがあるため、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することができません。

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用(信託報酬)・・・上限 年率3.41%(税込)

※一部のファンドについては、運用実績に応じて成功報酬をご負担いただく場合があります。

その他の費用・手数料・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等でご確認ください。

※その他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計金額等を記載することはできません。

《ご注意》

上記のリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三菱UFJ国際投信が運用するすべての公募投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等をご覧ください。

【本資料のご利用にあたっての注意事項等】

■本資料は、ヘルスケア関連の情報をご提供するために三菱UFJ国際投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。

■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

■本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

■本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

■投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。

■クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。

【三井住友信託銀行にて取り扱う投資信託についてのご注意事項】

■投資信託におけるリスクについて 投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

■投資信託にかかる費用について 投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用 ■ 申込手数料: 申込金額に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.30%(税込)の率を乗じて得た額 ■ 信託財産留保額: ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額、ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額 ■ 解約手数料: かかりません(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用 ■ 信託報酬: 純資産総額に対して最大年2.20%(税込)の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。 ■ その他の費用: 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)など ※運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。 ※投資対象とするファンドにおいて負担する場合を含みます。

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。

各ファンドにかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。本資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

■販売会社に関する情報

商号等: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

管理番号D003

本資料の作成は



三井住友信託銀行株式会社
登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会: 日本証券業協会/一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

[FP19-05590]